

令和8年度 馬見丘陵公園 電動カート運行業務委託 仕様書

この仕様書は奈良県中和公園事務所長（以下「甲」という。）と、当業務受託者（以下「乙」という。）とが締結した労働者派遣基本契約に基づく馬見丘陵公園（以下「公園」という。）の電動カート運行業務の基準を定めるものである。

1. 業務の目的

県営馬見丘陵公園は、「歴史と自然に囲まれた憩いの空間づくり」を目的に、昭和59年より整備に着手し、平成24年6月に全面開園（56.2ha）した。現在では、ナガレ山古墳をはじめとする文化財や、桜やチューリップ、花菖蒲、ヒマワリ、ダリアなどの四季折々の花々を求めて、年間約100万人が訪れる公園となっている。

本業務は、南北に長く、起伏に富んだ当公園において、高齢者や身体の不自由な方等の園内移動の補助及び散策エリアの拡大を図るため、公園利用者の安全を十分に確保しつつ、電動カート（以下「カート」という。）の運行を行うことを目的とする。

2. 業務の実施場所

北葛城郡広陵町寺戸、河合町佐味田 他（奈良県営馬見丘陵公園）

3. 履行期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。

4. 業務内容

各業務については以下のとおりとし、疑義や調整が生じた場合は、甲と協議のうえ、実施するものとする。

(1) 運行業務（以下「運行班」という。）

① 運行は2コース（ダリア号・チューリップ号の計2台）とする。

- ・カート1（ダリア号：「花見茶屋」～「カリヨンの丘」間の折り返し運転を繰り返す）
- ・カート2（チューリップ号：「カリヨンの丘」～「花見茶屋」間の折り返し運転を繰り返す）

② 業務従事時間は、下記を基本とする（休憩時間を含むものとする）。

A. 4月～10月、3月：9時30分から17時30分の8時間勤務

B. 11月～12月、2月：9時30分から17時00分の7時間30分勤務

なお、故障等の不測の原因により、運行を中止した場合は、以降の勤務を中止する。

③ 原則、運転手と補助者の2名の体制で1台のカートを運行する。

運転手は安全で安心なカート運転に専念することとし、補助者は安全で安心なカート運行のために運転手の補助を行うとともに、カート利用者に乗車料金を料金箱へ入金していただくよう案内する。

④ 補助者は、カート前方が混雑している場合は歩いて交通整理を行う。それ以外は、助手席に同乗してもよいものとする。

⑤ 主要イベントの開催時には、発注者が別途用意する先導スタッフを配置する場合がある。

⑥ 運行にあたっての注意事項

安全運転及び親切丁寧な対応に努めること。

(2) 運行日程（別紙参照）

12/21～2/19までは冬季運休とし、通年の土日祝日に運行すること。また、主要イベントの開催時の運行日は下記のとおりとする。

運行ルート及びバス停については、別紙を参照すること。ただし、運行日程、ダイヤ及び運行ルート等については、今後変更する場合があります、運行日数の変更は契約変更の対象とする。

- ① はるいろマルシェ in 馬見チューリップ：令和8年4月6日(月)～4月10日(金)
- ② あきいろマルシェ in 馬見フラワーフェスタ：令和8年10月5日(月)～10月9日(金)

(3) 報告

- ① 安全第一とし、确实、円滑な運行管理を行うこと。
- ② 乙は、業務日誌（運転日報）により翌日（出勤日）の始業時に甲に報告する。
- ③ 業務を遂行するにあたっては、善良なる管理者の注意を持ってし、異常事態が生じた場合には、直ちに安全確保の観点から臨機の措置をとるとともに、速やかに甲に報告し、対応について甲の指示を受けなければならない。
- ④ 利用者から苦情等があった場合は適切に対応するとともに、業務日誌（運転日報）等で甲に遅滞なく報告すること。
- ⑤ 乙は、常に運行班員に対して注意を促すとともに、定期的に教育・研修を行い、安全運転の励行等を徹底すること。

(4) 委託料の請求

乙は、毎月の業務報告書の提出をもって、月毎の委託料（実績）を請求できるものとする。

(5) その他

- ① 運行班の休憩場所及び備品等は、原則として甲が提供する。また、カートの充電に係る電気代等の業務の実施にあたって必要な光熱水費は甲の負担とする。
【提供する備品・機器等】
 - ・運行班の休憩場所（中央詰所、北詰所、東詰所）
 - ・カート保管場所（中央エリア公園館車庫）
 - ・充電用コンセント（単相 200V：中央エリア公園館車庫 2 箇所、北詰所 1 箇所、東詰所 1 箇所）
 - ・連絡用携帯電話（2 台）
 - ・停留所サイン
 - ・料金箱
 - ・ビブス（スタッフベスト）、帽子、名札 等
- ② 乙が業務を行う際、甲が既に所有している設備・機器等については甲の承認を得て使用できるものとする。
- ③ 運行班員が休憩時に喫煙する場合は、公園内の喫煙所を使用し、指定以外の場所で喫煙を行わないこと。
- ④ この仕様書に記載のない事項、またはこの説明書の内容に疑義が生じたときは、甲乙協議の上、甲の指示に従うものとする。

(6) 秘密保持及び個人情報取扱特記事項

- ① 乙は業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。
- ② 乙は別記「個人情報取扱特記事項」を遵守するものとする。

(7) 暴力団等排除に係る解除

甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- ① 役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあってはその者及び支配人並びに支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。
- ② 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- ③ 役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していると認められるとき。役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- ④ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- ⑤ 本契約に係る下請契約又は資材、原材料の購入契約等の契約（以下「下請契約等」という。）に当たって、その相手方が前各号のいずれかに該当することを知らず、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- ⑥ 本契約に係る下請契約等に当たって、第1号から第5号のいずれかに該当する者をその相手方としていた場合（第6号に該当する場合を除く。）において、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。
- ⑦ 本契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を甲に報告せず、又は警察に届け出なかったとき。
- ⑧ 前項の規定により契約が解除された場合においては、乙は、契約金額の100分の10（乙が契約保証金の一部を納付しているときはその額から当該納付している額を控除した額）に相当する額を損害賠償金として甲の指定する期間内に納付しなければならない。

以上

令和8年度 電動力一ト運行計画表

		4月		5月		6月		7月		8月		9月		10月		11月		12月		1月		2月		3月													
運 行 班	1	水		1	金	1	月	1	水	1	土	A	1	火	1	木	1	日	B	1	火	1	月	1	月												
	2	木		2	土	A	2	火	2	木	2	日	A	2	水	2	金	2	月		2	水	2	火	2	火											
	3	金		3	日	A	3	水	3	金	3	月		3	木	3	土	A	3	火	B	3	木	3	水	3	水										
	4	土	A	4	月	A	4	木	4	土	A	4	火	4	金	4	日	A	4	水		4	金	4	月	4	木										
	5	日	A	5	火	A	5	金	5	日	A	5	水	5	土	A	5	月	A	5	木	5	土	B	5	火	5	金									
	6	月	A	6	水	A	6	土	A	6	月	6	木	6	日	A	6	火	A	6	金	6	日	B	6	水	6	土	A								
	7	火	A	7	木		7	日	A	7	火	7	金	7	月	7	水	A	7	土	B	7	月	7	木	7	日	7	日	A							
	8	水	A	8	金		8	月		8	水	8	土	A	8	火	8	木	A	8	日	B	8	火	8	金	8	月	8	月							
	9	木	A	9	土	A	9	火	9	木	9	日	A	9	水	9	金	A	9	月		9	水	9	土	9	火	9	火	9	火						
	10	金	A	10	日	A	10	水	10	金	10	月		10	木	10	土	A	10	火		10	木	10	日	10	水	10	水	10	水						
	11	土	A	11	月		11	木	11	土	A	11	火	A	11	金	11	日	A	11	水		11	金	11	月	11	木	11	木							
	12	日	A	12	火		12	金	12	日	A	12	水	12	土	A	12	月	A	12	木	12	土	B	12	火	12	金	12	金							
	13	月		13	水		13	土	A	13	月	13	木	13	日	A	13	火	13	金	13	日	B	13	水	13	土	13	土	A							
	14	火		14	木		14	日	A	14	火	14	金	14	月	14	水	14	土	B	14	月	14	木	14	日	14	日	14	日	A						
	15	水		15	金		15	月		15	水	15	土	A	15	火	15	木	15	日	B	15	火	15	金	15	月	15	月	15	月						
	16	木		16	土	A	16	火	16	木	16	日	A	16	水	16	金	16	月		16	水	16	土	16	火	16	火	16	火							
	17	金		17	日	A	17	水	17	金	17	月		17	木	17	土	A	17	火		17	木	17	日	17	水	17	水	17	水						
	18	土	A	18	月		18	木	18	土	A	18	火	18	金	18	日	A	18	水		18	金	18	月	18	木	18	木	18	木						
	19	日	A	19	火		19	金	19	日	A	19	水	19	土	A	19	月		19	木	19	土	B	19	火	19	金	19	金							
	20	月		20	水		20	土	A	20	月	A	20	木	20	日	A	20	火	20	金	20	日	B	20	水	20	土	20	土	A						
	21	火		21	木		21	日	A	21	火	21	金	21	月	A	21	水	21	土	B	21	月	21	木	21	日	21	日	21	日	A					
	22	水		22	金		22	月		22	水	22	土	A	22	火	A	22	木	22	日	B	22	火	22	金	22	月	22	月	22	月	A				
	23	木		23	土	A	23	火	23	木	23	日	A	23	水	A	23	金	23	月	B	23	水	23	土	23	火	23	火	23	火						
	24	金		24	日	A	24	水	24	金	24	月		24	木	24	土	A	24	火		24	木	24	日	24	水	24	水	24	水						
	25	土	A	25	月		25	木	25	土	A	25	火	25	金	25	日	A	25	水		25	金	25	月	25	木	25	木	25	木						
	26	日	A	26	火		26	金	26	日	A	26	水	26	土	A	26	月		26	木	26	土	26	火	26	金	26	金	26	金						
	27	月		27	水		27	土	A	27	月	27	木	27	日	A	27	火	27	金	27	日	27	水	27	土	27	土	27	土	27	土	A				
	28	火		28	木		28	日	A	28	火	28	金	28	月	28	水	28	土	B	28	月	28	木	28	日	28	日	28	日	28	日	A				
	29	水	A	29	金		29	月		29	水	29	土	A	29	火	29	木	29	日	B	29	火	29	金	29	月	29	月	29	月	29	月				
	30	木		30	土	A	30	火	30	木	30	日	A	30	水	30	金	30	月		30	水	30	土	30	火	30	火	30	火	30	火					
				31	日	A				31	金	31	月				31	土	A			31	木	31	日				31	水	31	水					
計			14	計		13	計		8	計		9	計		11	計		11	計		15	計		11	計		6	計		0	計		5	計		9	112
A : 9:30~17:30			14			13			8			9			11			11			15														9	90	
B : 9:30~17:00																			11			6												5		22	

別 記

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 受注者は、奈良県個人情報保護条例（以下、「条例」という。）第2条に定められた個人情報（以下、「個人情報」という。）の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないように、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、また同様とする。

(収集の制限)

第3 受注者は、この契約による事務を行うために個人情報を収集するときは、当該事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(目的外利用・提供の禁止)

第4 受注者は、発注者の指示がある場合を除き、この契約による事務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は発注者の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(特定個人情報等の持ち出しの禁止)

第5 受注者は、この契約による事務に関して知り得た条例第2条に定められた特定個人情報及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条に定められた個人番号（以下、「特定個人情報等」という。）を事業所内から持ち出してはならない。

(漏えい、滅失及びき損の防止)

第6 受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及びき損（以下「漏えい等」という。）の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(従事者の監督及び教育)

第7 受注者は、この契約による事務を処理するために取り扱う個人情報の適切な管理が図られるように、従事者に対して必要かつ適切な監督を行うとともに、関係法令、内部規程等についての教育を行わなければならない。

2 受注者は、この契約による事務に従事している者に対し、在職中及び退職後においても当該契約による事務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと、個人情報の違法な利用及び提供に対して罰則が適用される可能性があることその他個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

(複写又は複製の禁止)

第8 受注者は、この契約による事務を処理するために発注者から引き渡された個人情報
が記録された資料等を発注者の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(再委託における条件)

第9 受注者は、発注者の許諾を得た場合に限り、この契約による事務の全部又は一部を第
三者に再委託をすることができる。

(資料等の返還等)

第10 受注者は、この契約による事務を処理するために、発注者から提供を受け、又は受
注者自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約の完了後、
直ちに、発注者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、発注者が別に指示したとき
は、当該指示に従うものとする。

(特定個人情報等を取り扱う従業者の明確化)

第11 受注者は、その従業者に特定個人情報等を取り扱わせるに当たっては、必要最小限
の従業者に限るとともに、特定個人情報等を取り扱う従業者及びその取り扱う特定個人情
報の範囲を明確にするものとする。

(取扱状況等についての指示等)

第12 発注者は、必要があると認めるときは、随時、個人情報の取扱状況及びこの契約の
遵守状況について、受注者に対して、必要な指示を行い、若しくは報告若しくは資料の提
出を求め、又は実地の調査をすることができる。この場合において、受注者は、拒んでは
ならない。

(事故発生時における報告)

第13 受注者は、個人情報の漏えい等その他のこの契約に違反する事態が生じ、又は生ず
るおそれのあることを知ったときは、速やかに、発注者に報告し、必要な調査、再発防止
のための措置等について発注者の指示に従うものとする。

(損害賠償等)

第14 受注者は、その責めに帰すべき事由により、この契約による事務の処理に関し、発
注者又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。再委託先の
責めに帰すべき事由により、発注者又は第三者に損害を与えたときも、また同様とする。
2 発注者は、受注者がこの個人情報取扱特記事項の内容に反していると認めるときは、契
約の解除又は損害賠償の請求をすることができるものとする。

公契約条例に関する遵守事項（特定公契約以外用）

本業務を受注しようとする者は、この遵守事項を理解した上で受注すること。

- 1 奈良県公契約条例の趣旨にのっとり、公契約の当事者としての社会的責任を自覚し、本業務を適正に履行すること。
- 2 本業務の履行に当たり、次に掲げる事項その他の法令を遵守すること。
 - ア 最低賃金法第4条第1項に規定する最低賃金の適用を受ける労働者に対し、同法第3条に規定する最低賃金額（同法第7条の規定の適用を受ける労働者については、同条の規定により減額して適用される額をいう。）以上の賃金（労働基準法第11条に規定する賃金をいう。）の支払を行うこと。
 - イ 健康保険法第48条の規定による被保険者（同法第3条第4項に規定する任意継続被保険者を除く。）の資格の取得に係る届出を行うこと。
 - ウ 厚生年金保険法第27条の規定による被保険者（同条に規定する70歳以上の使用される者を含む。）の資格の取得に係る届出を行うこと。
 - エ 雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者について、同法第7条の規定による届出を行うこと。
 - オ 労働保険の保険料の徴収等に関する法律第4条の2第1項の規定による届出を行うこと。
- 3 本業務の一部を、他の者に請け負わせ、若しくは委託し、又は本業務の履行に他の者が雇用する労働者の派遣を受けようとするときは、当該他の者に対し、この遵守事項を周知し、遵守するよう指導すること。